

## 令和8年度 江東区特別支援教育心理専門員（会計年度任用職員） の募集について

### 1 募集の職種及び人数

#### (1) 募集の職種

江東区特別支援教育心理専門員

(江東区会計年度任用職員 ※地方公務員法の適用あり)

#### (2) 勤務場所

江東区教育委員会事務局教育支援課

(東京都江東区東陽二丁目3番6号 江東区教育センター)

#### (3) 主な職務内容

- ・就学相談等に関わる相談業務及び電話対応。
- ・就学相談や特別支援教室入級を申し込んだ幼児・児童・生徒に対する心理検査(WISC-V 知能検査、田中ビネー知能検査V、新版 K式発達検査、KABC-II等)の実施及びフィードバックの作成。
- ・特別支援教育に関わる各種委員会への参加。
- ・区立幼稚園や小中学校への人的支援配置に関する訪問及び巡回相談の実施。
- ・パソコンを利用したデータ入力事務及び書類整理事務等。
- ・災害時には、割り振られた勤務時間において江東区地域防災計画等に定める各部の事務又は業務における補助等への従事。

#### (4) 募集人数

若干名

### 2 応募資格

以下、(1)～(7)すべてを満たすこと

- (1) 臨床心理士または公認心理師の資格を有すること。
- (2) 大学または大学院において、心理学または関連学科を履修して卒業し、かつ相談関係の職歴または経験があること。
- (3) 心身ともに健康であり、特別支援教育に関心があり、困難案件にも前向きに取り組む強い意識を有する方
- (4) Excel、Word等のソフトを操作し、基本的な入力・文書作成等の事務ができる方
- (5) 協調性があり、業務に対し強い責任感がある方
- (6) 服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる方
- (7) 業務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方(その職を退いた後も同様とする)

※ ただし、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する場合を除く

### 3 任用予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※条件付採用期間あり(原則1か月)

※令和9年4月1日以降の任用については、公募によらない再度任用への申込が可能ですが。ただし、

1年以内の任用であり、令和9年4月1日以降の再度任用を保証するものではありません。公募

によるない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考し、決定します。

#### 4 勤務日数

月15日

#### 5 勤務時間

8時30分から17時15分まで(休憩時間12時～13時)

※所定勤務時間を超える勤務:有り(業務の必要上やむを得ない場合)

#### 6 報酬

251,252 円(令和8年4月～)(予定)

※特別区人事委員会勧告等の状況により変更される場合があります。

※通勤費相当額を別途支給(上限55,000円／月)

#### 7 期末手当

基準日(6月1日、12月1日)前1か月以内に在籍し、かつ、会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。

#### 8 休暇等

(有給)年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等

(無給)妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、生理休暇、子どもの看護休暇、

短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業

※一部取得要件有

#### 9 加入保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

#### 10 応募方法

次の提出書類を令和7年12月26日(金曜日)必着までに下記申込先宛郵送または持参してください。その際、封筒表面左下に、「江東区特別支援教育心理専門員採用選考申込書類在中」と赤字で記載してください。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで下記担当窓口までお越しください。

##### 【提出書類】

(1)「江東区会計年度任用職員申込書」(写真を必ず貼付)

(2)返信用封筒1通(合否通知等の郵送先住所と氏名を記載し、返信用切手を貼付)

(3)臨床心理士または公認心理師の資格証明書または合格通知の写し

※ 提出書類は合否に関わらず返却しません。

#### 11 選考方法

第1次選考 書類審査

第2次選考 面接(書類選考終了後、別途お知らせします。)

※第1次選考の上位10名程度に対し、第2次選考を実施いたします。

## 12 注意事項

- 地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。
- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2)江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (3)人事委員会又は公平委員会の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 13 申込み・問い合わせ先

〒135-0016 江東区東陽 2-3-6 江東区教育センター2F  
江東区教育委員会事務局 教育支援課 特別支援教育係 鳥橋  
電話番号 03-3647-9175  
FAX 03-6458-6087

※この募集内容は、令和7度の予算の成立をもって正式決定します。